平成２１年（フ）第３６９７号
愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字与太郎106－１　信和コーポ101、住民票上の住所愛知県愛西市大野町未1577番地８　ＫＣビル505号
債務者　進士　孝子
１　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４５７号
岡山県倉敷市昭和２丁目１番37―306号　リトルハイツ上瀬Ｎｏ．５
債務者　山口　　勉（旧姓村澤）
１　決定年月日時　平成22年１月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４６０号
岡山県小田郡矢掛町浅海1490番地１
債務者　渡邉　逸夫
１　決定年月日時　平成22年１月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第６３２号
盛岡市下太田榊59番地　パナハイツ松岡６号、住民票上の住所岩手県八幡平市松尾寄木第17地割３番地
債務者　吉田カオル
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８５０号
岩手県花巻市高木第19地割22番地、旧住所岩手県花巻市高木第20地割200番地369　雇用促進住宅１号棟306号
債務者　佐藤　晴江
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８８０号
盛岡市向中野字東道明３番地２
債務者　澤里　澄子
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７９８号
埼玉県飯能市大字双柳802―91、住民票上の住所埼玉県鳩ヶ谷市大字里1190番地の69
債務者　小関　俊和
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第８０１号
埼玉県所沢市西所沢２丁目１番13―704号　ガーデンパーク西所沢
債務者　吉田　正晴
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第８０２号
埼玉県所沢市西所沢２丁目１番13―704号　ガーデンパーク西所沢
債務者　吉田　文子
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６５１号
堺市西区神野町３丁４番２号、前住所堺市西区神野町３丁５番16号　グレース津久野Ⅱ205号
債務者　牡丹　弘子（旧姓中野）
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７２０号
大阪府松原市河合３丁目３番11号
債務者　中本　　誠
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８１０号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地３号棟1006号室
債務者　仲辻　　要
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３５８号
堺市東区草尾273番地２
債務者　仮家　陽子
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４１５７号
札幌市北区屯田５条４丁目１番67号左
債務者　小塚　　弘
１　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２０９号
札幌市東区北10条東６丁目１番22―306号
債務者　斉藤　由子
１　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２１２号
札幌市白石区北郷６条４丁目８番18―301号
債務者　熊谷　一隆
１　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２１３号
札幌市白石区北郷６条４丁目８番18―301号
債務者　熊谷　千鶴
１　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部